

国不建推第61号
令和6年1月12日

建設業者団体の長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長
(公印省略)

令和6年能登半島地震による災害の発生に伴う
建設機械抵当法上の特例措置等について

令和6年能登半島地震による災害については、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号。以下「権利利益保全法」という。）に基づき、1月11日付けで公布・施行された令和6年能登半島地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（令和6年政令第5号。以下「政令」という。）及び同日付け法務省・国土交通省告示第1号（以下「告示」という。）に基づき、権利利益保全法第3条に基づく許可等の有効期間の延長に関する措置等が実施されることとなりました。

つきましては、建設機械抵当法（昭和29年法律第97号）上の特例措置の内容は下記のとおりですので、貴団体におかれましては、傘下の建設業者に対し、本通知の内容について周知徹底を図っていただきますようお願いいたします。

記

建設機械抵当法第8条の規定に基づく建設機械の登記用紙の閉鎖がされない期間の延長について

当該建設機械に係る所有権の登記の登記名義人であって、令和6年能登半島地震に際し災害救助法（昭和22年法律第108号）が適用された同法第2条に規定する災害発生市町村の区域に住所を有するものに係る建設機械抵当法第8条の規定に基づく建設機械の登記用紙の閉鎖がされない期間（令和

6年1月1日から令和6年6月29日の間に建設機械の登記用紙の閉鎖がされるものに限る。)については、告示により、令和6年6月30日に延長することとした。

参考

○ 法務省
国土交通省 告示第一号

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第三条第二項の規定に基づき、同条第一項の規定による延長の措置の対象となる特定権利利益、当該措置の対象者及び延長後の満了日を次のように指定する。

令和六年一月十一日

法務大臣 小泉 龍司
国土交通大臣 斉藤 鉄夫

特定権利利益	対象者	延長後の満了日
建設機械抵当法（昭和二十九年法律第九十七号）第八条の規定に基づく建設機械の登記用紙の閉鎖がされないこと	当該建設機械に係る所有権の登記の登記名義人であつて、令和六年能登半島地震に際し災害救助法（昭和二十二年法律第一百十八号）が適用された同法第二条に規定する災害発生市町村の区域に住所を有するもの	令和六年六月三十日